令和８年度香川県介護支援専門員再研修の減免等について

今年度、本県で介護支援専門員再研修を受講される方で、対象となる方に対し、受講料の減免と研修で使用するテキストの配布を行います。

１.対象者

下記の（１）～（２）のいずれかに該当する方

（１）本県に住所があり、再研修を受講する方

・本県に住民票があり、本県で介護支援専門員として働く意思がある方
申請いただいたご住所を住民基本台帳ネットで確認させていただきます。
なお、現在の介護支援専門員の登録地は問いません。※他県登録でも対象

（２）他県に住所があるが、香川県で働く予定があり、再研修を受講する方

・本県で働くことを証明できる書類（内定通知等）を提出できる方

２.減免後の再研修受講料

１９，５００円

※減免対象外の方の受講料は 39,000 円です。

３．配布するテキスト

［八訂］介護支援専門員実務研修テキスト（一般社団法人　長寿開発センター発行）

・テキストは自宅に配送します。テキストを配布する業者に氏名、住所等の個人情報を提供することに、同意していただける方のみテキストの配布を行います。

・テキストを配布する業者は、受講決定通知でお知らせします。

・このテキストをお持ちの方等、テキストの配布が不要な方は、受講料のみの減免を受けることも可能です。

・テキスト発送後に、研修受講を辞退される場合には、テキストを返却していただきます。その際の送料は申請者に負担していただきます。

・その他、申請者の事情でテキストの再送を希望する場合などは、送料を負担していただくケースがあります。

４．申込方法

（様式１）令和８年度香川県介護支援専門員再研修受講申込書の「受講料減免について」「テキスト配布について」のチェック欄に記入してください。

こちらにチェックがない場合は、減免制度を利用することはできませんので、ご注意ください。

申込期間：令和８年１０月１日～２７日

申込先　：公益財団法人かがわ健康福祉機構　研修部

詳細は、香川県ホームページに掲載しております開催要項をご確認下さい。

５．教育訓練給付金について

・この再研修は、教育訓練給付制度の給付金の対象となる特定一般教育訓練に指定されています。

・教育訓練給付制度とは、研修費用を個人で負担する方を対象に、働く方々の主体的な能力開発を支援し、雇用の安定と就職の促進を図ることを目的として厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した際に、受講費用の一部が支給される制度です。

・減免と教育訓練給付金、両方の制度を使うことができます。

・その他の詳細は、厚生労働省ホームページおよびかがわ介護保険情報ネットから必ず御確認ください。

＜厚生労働省ホームページ＞

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html

＜かがわ介護保険情報ネット＞

https://www.pref.kagawa.lg.jp/choju/choju/caremane/kyouikukunren.html

６．問い合わせ先

香川県健康福祉部　長寿社会対策課
介護人材グループ
電話番号　０８７－８３２－３２７５